

2026年2月20日

株主各位

東京都文京区湯島二丁目16番16号

株式会社光陽社

代表取締役社長 犬養 岬太

株式分割に関する基準日設定公告

当社は2026年2月20日開催の取締役会において、2026年3月8日（日曜日）をもって、当社普通株式1株を5株に分割することを決議いたしました。

つきましては、この株式分割により株式の割当を受ける権利の基準日を2026年3月7日（土曜日）と定めましたので、公告いたします。

当社の発行可能株式総数については、2026年3月8日（日曜日）をもって、当社定款第6条を変更し、発行可能株式総数を1,200万株増加して、1,500万株といたします。

以上

お知らせおよびご注意

1. 2026年3月8日付にて、株式分割により増加した株式数が、お取引口座のある証券会社等または特別口座を管理する口座管理機関の振替口座簿に記録されることになります。

2. (1)住所変更、改姓名等の各種手続きは、お取引口座のある証券会社等で手続きをお願いいたします。

(2)特別口座に関する各種手続きは、以下の口座管理機関にお申し出ください。

特別口座管理機関 三井住友信託銀行株式会社

連絡先 〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

電話 0120-782-031 (フリーダイヤル)

受付時間 9:00~17:00 (土日休日を除く)